

令和 8 年度 静岡県消費者団体との意見交換会の概要

1 日時：令和 8 年 7 月 27 日（月） 10：10～11：50

2 場所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」2 階大会議室

3 出席者：静岡県消費者団体連盟 72 名

（消費者団体内訳）

沼津市消費者協会	1 名
富士市消費者運動連絡会	4 名
裾野市消費者団体協議会	1 名
熱海市消費者問題研究会	4 名
西伊豆町消費生活研究会	7 名
芝川消費者クラブ	1 名
富士宮市消費者連絡協議会	2 名
三島市消費者連絡協議会	1 名
吉田町消費者友の会	5 名
牧之原市消費者協会	8 名
静岡市消費者グループ	5 名
いわた消費者協会	7 名
浜松市消費者団体連絡会	15 名
掛川市消費者協会	7 名
個人会員	3 名
静岡県消費者団体連盟	
事務局長	1 名

（農林水産省 関東農政局）11 名

関東農政局 企画調整室 調整官	高橋 英明
関東農政局 企画調整室 室長補佐	角田 卓二
関東農政局 企画調整室 食料安全保障係長	稲葉 清春
関東農政局 生産部 環境・技術課 課長補佐	奥秋 満
関東農政局 静岡県拠点 地方参事官室 副地方参事官	石田 圭一
関東農政局 静岡県拠点 地方参事官室 総括農政推進官	大野 勇一

関東農政局 静岡県拠点 地方参事官室 農政推進官	伊藤 愛子
関東農政局 静岡県拠点 地方参事官室 行政専門員	海野 正彦
関東農政局 消費・安全部 消費生活課 課長補佐	三浦 康幸
関東農政局 消費・安全部 消費生活課 消費者行政専門官	羽原 広一
関東農政局 消費・安全部 消費生活課 係員	新井 莉名

4 冒頭挨拶

静岡県消費者団体との意見交換会の開催にあたり、静岡県消費者団体連盟の谷口会長より、ご挨拶をいただきました。内容は以下のとおり。

皆さん、おはようございます。

農林水産省関東農政局の皆様におかれましては、遠方よりおいでくださいます、大変ありがとうございます。

先週、関東・東海地方では梅雨が明け、猛暑日や酷暑日が続き、熱中症警戒アラートも連日発表されております。そのような状況下にも関わらず、多くの皆様方にご参加いただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の講師は農林水産省関東農政局の方による、三つのテーマで普段耳にすることがないお話を伺えることは、大変有意義な機会です。

私は数年前、霞ヶ関にある農林水産省の「消費者の部屋」に伺ったことがあります。目的は特になかったのですが、どのような展示が行われているのか見に行きました。そこで今も記憶に残っているのは、メーカーの展示のところには、試供品が数多く置かれておりまして、それらをいただいたことを覚えております。

私たち消費者は、安全・安心、そして適正な価格を求めています。それらを管理し、私たちに届けてくれるのが行政だと思います。

日本の食料自給率はカロリーベースで38%となっており、今回のお話にある「日本の食料安全保障」については、現在のように世界情勢を見ても、食料を戦略物資にならないようにするには、どうしていくのか大変興味がございます。

今回の意見交換会が、会員の皆様の今後の活動に役立つことを願っております。

甚だ簡単ですが、本日ご参加いただきました皆様と、農林水産省関東農政局の皆様の今後のご活躍とご健康を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

5 概要

関東農政局企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課課長補佐、および生産部環境・技術課課長補佐より、資料に沿って説明を行った後、意見交換を実施しまし

た。

消費者団体の方々からの意見交換時の質疑内容は、以下の通りです。

(1) 政府備蓄米の放出順序に関する質疑

【質問】政府備蓄米の放出に当たり、新しい備蓄米から放出されたと認識しています。備蓄米は一定期間経過後に飼料用として活用されることを踏まえると、備蓄期間の長い米から順に放出した方がよかったのではないのでしょうか。

【回答】備蓄米の放出については、当時の農林水産大臣の判断の下、主食用として消費者に供給するものであることを考慮し、比較的新しい備蓄米から放出した。

(2) 食料システム法における団体の位置付け、環境負荷低減の見える化並びに食品表示制度

【質問】食料システム法概要パンフレットに記載されている「団体によるコスト指標の作成・活用」における「団体」とは、具体的にどのような組織を指すのですか。

また、環境負荷低減の「見える化」について、基準となる慣行栽培の内容や地域ごとの差異が消費者に十分理解されていないと感じています。

加えて、「みえるらべる」は分かりやすい一方で、何をどの程度削減したのかが分かる情報も併せて示していただきたいです。

さらに、食品表示については、「国内製造」の表示のみでは原材料の原産地が分かりにくい場合があります、消費者にとってより分かりやすい情報提供をお願いしたいです。

【回答】食料システム法におけるコスト指標の作成主体については、国が指定した団体が担っています。米については公益社団法人米穀安定供給確保支援機構、牛乳についてはコスト指標作成推進会議、納豆・豆腐についてはコスト指標作成協議会が指定されており、生産から流通・販売までの各段階のコストを把握し、コスト指標を作成・公表しています。

「みえるらべる」については、慣行栽培に関する説明や、削減内容・削減率の情報提供に関するご意見として承った。販売時には店頭 POP 等による補足説明も考えられることから、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、食品表示制度に関するご意見についても、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

③意見交換会の様子

